

京都府立医科大学創立 150 周年ホームページ等制作業務 募 集 要 領

1 業務の趣旨・目的

2022 年 11 月に京都府立医科大学創立 150 周年を迎えるに当たり、リニューアルした本学ホームページ（以下「大学HP」という。）と相まって 150 周年を記念する機運を盛り上げ、記念事業を成功させるために、専用のホームページ（以下「150 周年HP」という。）及び関連する広報ツール（以下「150 周年HP等」という。）を制作する。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都府立医科大学創立 150 周年ホームページ等制作業務
- (2) 業務内容 別添「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託上限額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしていないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日現在、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的団体の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。ただし、応募書類提出期限までに指名停止が解除された場合を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学事務局研究支援課（奥村）

電話（FAX とも） 075-251-5275

メールアドレス：kikaku01@koto.kpu-m.ac.jp

(2) 企画提案仕様書等の配布

ア 配布期間：平成31年3月5日（火）～平成31年4月3日（水）
（平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府立医科大学ホームページ中、入札情報のページからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成31年4月3日（水）午後5時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））又は郵送（簡易書留に限る。）（持参の場合には受領証を発行）

5 事前説明会

(1) 開催日時：平成31年3月8日（金） 午前11時～正午

(2) 開催場所：京都府立医科大学管理棟5階 第5会議室

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、平成31年3月7日（木）正午までに参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を4(1)の担当部署に提出すること（電子メール又はFAX可、ただし着信確認の電話を行うこと）。

※やむを得ない事情がある場合は当日参加を認める。

6 質疑・回答

(1) 受付期限：平成31年3月13日（水）午後5時必着

(2) 質疑方法：電話連絡の上、電子メール又はFAXにより、4(1)の担当部署に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、「（会社名）京都府立医科大学創立150周年ホームページ等制作業務に係る公募に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子

メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文の前に記載すること。

(4)回答日時：平成31年3月14日（水）午後6時ころ

(5)回答方法：質問への回答は、大学ホームページに掲示する。

7 応募書類

(1)提出書類

ア 参加表明書（様式1）（カの場合は、代表構成員を提出者とする）

イ 企画提案書

ウ 価格提案書（参考見積書）

エ 京都府税の納税証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

カ 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式2）

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

（オ）代表構成員の前期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

（ウ）前期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

（ウ）前期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）

ケ 確認書（様式3）

※カの場合は、代表構成員が提出すること。

(2)企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらが類推されるような事項を記載しないこと。

(3)応募書類の提出部数

企画提案書及び価格提案書（参考見積書） 正本1部 副本14部

上記以外 正本1部

(4)提出された応募書類の取扱

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱う。

- イ 提出された応募書類は返却しない。
- ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 参加資格審査

- (1) 7 (1)により提出された書類は、担当部署において書類の提出漏れ、記載事項の遺漏等を確認し、本プロポーザルへの参加資格の有無を判断する。
- (2) 参加資格の有無については、平成31年4月4日（木）に通知する。
- (3) 参加資格があると認められた者（以下「参加者」という。）は、9 (2)のプレゼンテーション及びヒアリングに出席できる。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者（次頁の「(5)その他」の項を参照）を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、結果については、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者でかつ次点者が選定されない場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名（又は属性）並びに氏名

11 契約手続

- (1) 候補者と本学との間で、委託内容、経費等について協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 候補者が、契約前に3の参加資格を満たさなくなった場合は、次順位者を候補者とする。

12 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本学から指示があった場合にはこの限りではない。
- (4) 参加表明書を提出した後、本学が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。